

第3章 事業内容

第3章 事業内容

1 道路陥没対策

①道路陥没多発地区（枝線管きよの再構築）

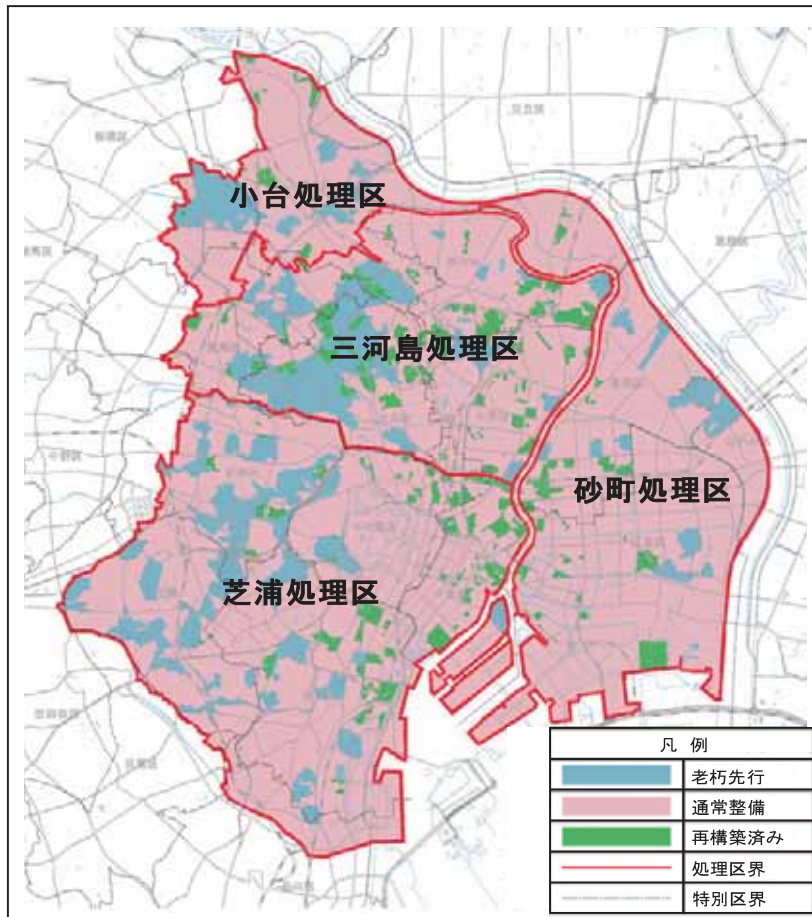
（取組内容）

- ・能力不足の解消などを図る通常のリ構築^{※1}に加えて、老朽化対策を先行する整備^{※2}を導入し、枝線管きよのリ構築を効率的、経済的に実施する。
- ・非開削工法である更生工法を積極的に採用し、コスト縮減を図るとともに、工事に伴う都民生活への影響を抑制する。

（対策地区の選定）

- ・道路陥没多発地区について、過去10カ年の道路陥没の実績と枝線管きよの老朽度から地区（303ha）を選定。（通常整備 152ha、老朽先行 151ha）

図3-1 再構築エリアにおける面整備計画図



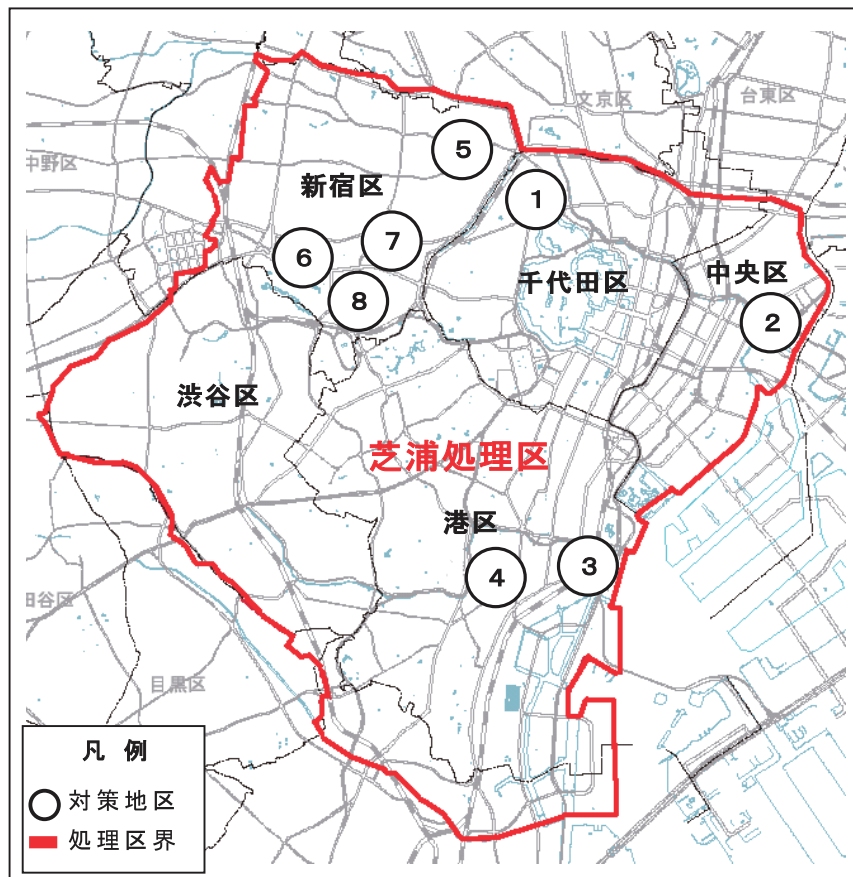
※1 通常のリ構築（本章の一覧表では「通常整備」と表記）

- ・老朽化対策に併せて、能力不足の解消や耐震化など機能の高度化を図る整備

※2 老朽化対策先行整備（本章の一覧表では「老朽先行」と表記）

- ・浸水対策の緊急性が低い地区における、雨水排除に対する能力不足の解消に先行し、老朽化対策を実施する段階的なリ構築
- ・本整備は、枝線管きよの増径をしなくてすむ場合が多いため、既設管きよを利用できる割合が高く、通常整備と比較するとコストは半分以下となる。

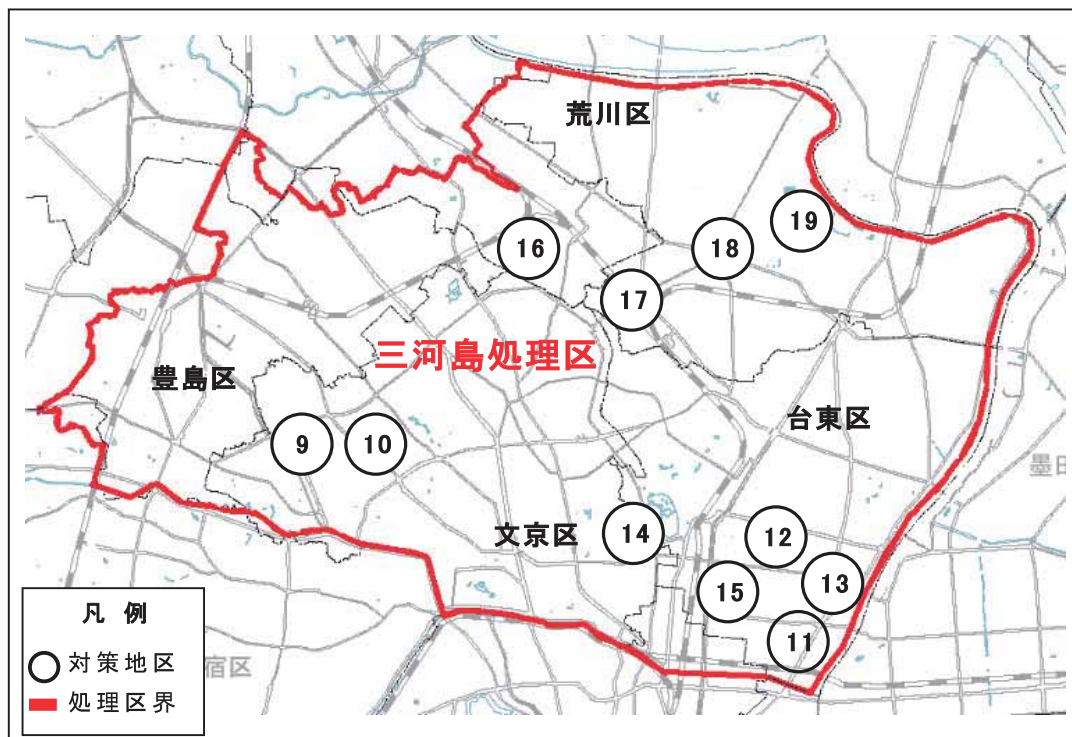
図 3-2 芝浦処理区における対策地区



対策地区			対象面積
芝浦処理区 (計 87ha)			
1*	千代田区富士見・九段北地区	老朽先行	19 ha
2*	中央区茅場町・新川地区	通常整備	2 ha
3	港区浜松町地区	通常整備	6 ha
4	港区三田地区	老朽先行	9 ha
5*	新宿区神楽坂・若宮町地区	老朽先行	8 ha
6	新宿区愛住町地区	老朽先行	12 ha
7	新宿区払方町・市谷加賀町地区	老朽先行	26 ha
8	新宿区四谷地区	老朽先行	5 ha

※これまでのクイックプランからの継続

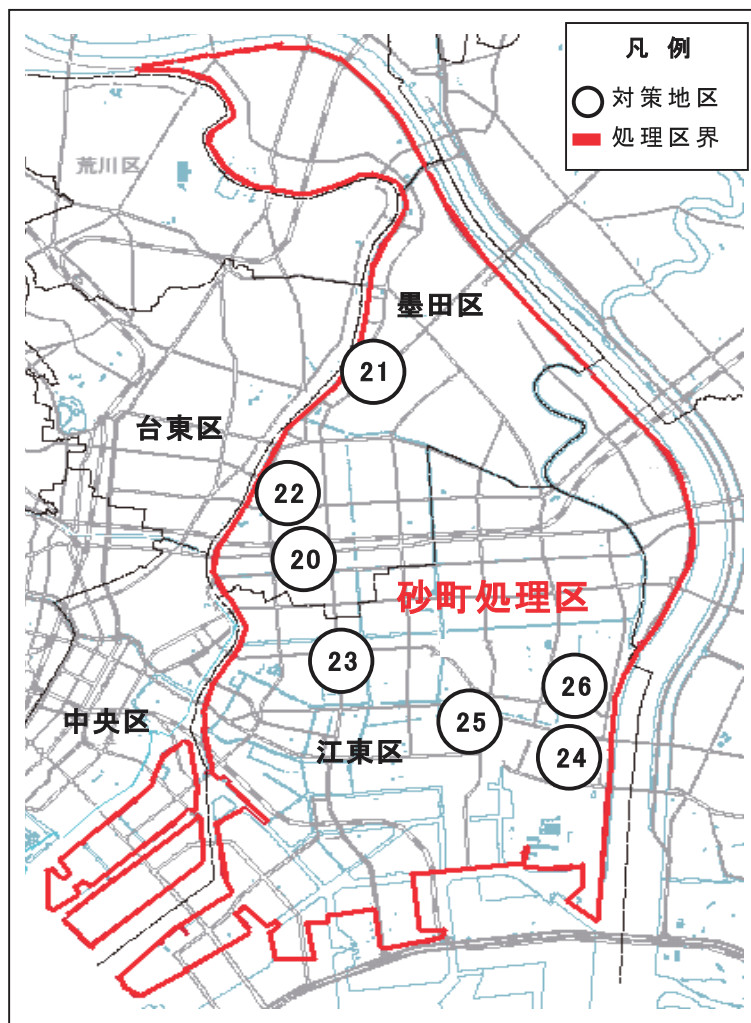
図3-3 三河島処理区における対策地区



対策地区		対象面積	
三河島処理区 (計 120ha)			
9	文京区音羽地区	老朽先行	11 ha
		通常整備	13 ha
10	文京区小石川地区	老朽先行	13 ha
11*	台東区浅草橋地区	通常整備	3 ha
12*	台東区西浅草・雷門地区	通常整備	2 ha
13	台東区浅草地区	通常整備	22 ha
14	台東区不忍地区	老朽先行	18 ha
		通常整備	6 ha
15	台東区台東地区	通常整備	9 ha
16*	北区中里地区	老朽先行	3 ha
17*	荒川区西日暮里地区	通常整備	6 ha
18	荒川区東日暮里地区	通常整備	6 ha
19	荒川区南千住地区	通常整備	8 ha

※これまでのクイックプランからの継続

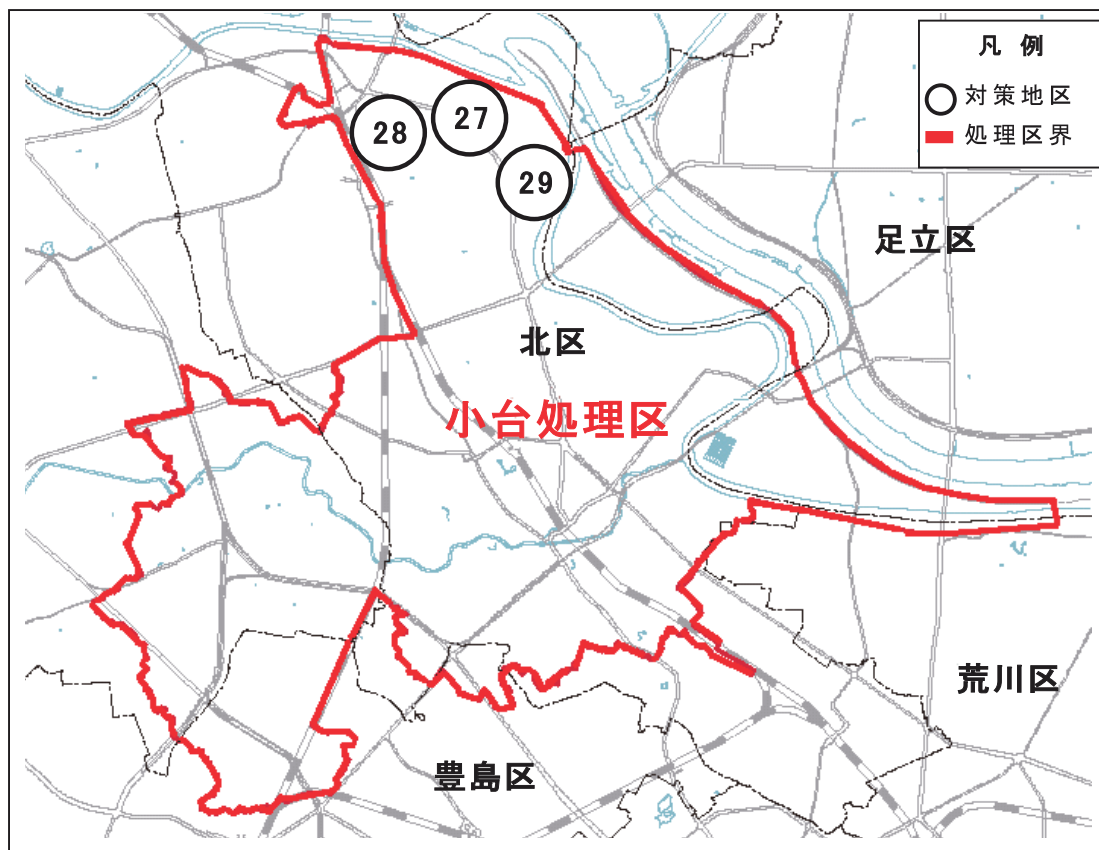
図3-4 砂町処理区における対策地区



対策地区			対象面積
砂町処理区（計 67ha）			
20*	墨田区緑地区	通常整備	10 ha
21*	墨田区向島地区	老朽先行	5 ha
22	墨田区緑・亀沢地区	通常整備	16 ha
23	江東区森下地区	通常整備	6 ha
24	江東区南砂7丁目地区	老朽先行	11 ha
25	江東区南砂2丁目地区	通常整備	8 ha
26	江東区東砂地区	老朽先行	11 ha

※これまでのクイックプランからの継続

図3-5 小台処理区における対策地区



対策地区		対象面積	
小台処理区（計 29ha）			
27	北区岩淵地区	通常整備	12 ha
28	北区赤羽地区	通常整備	10 ha
29	北区志茂地区	通常整備	7 ha

②道路陥没多発地区（取付管対策）

（取組内容）

- 道路陥没は、発生原因の多くを取付管が占めていることから、更生工法などにより重点的に対策を実施する。

（対策地区の選定）

- 道路陥没多発地区のうち、下水道幹線等の基幹施設の整備が進まないために再構築を実施できない地区から取付管対策を重点化する地区を選定。

図3-6 取付管対策地区



対策地区		対象面積
芝浦処理区（計 78ha）		
a	中央区銀座地区	78 ha
三河島処理区（計 82ha）		
b	荒川区東尾久地区	40 ha
c	文京区湯島地区	42 ha
砂町処理区（計 86ha）		
d	墨田区八広地区	59 ha
e	足立区北千住地区	27 ha
小台処理区（計 30ha）		
f	北区滝野川地区	30 ha
合計		276ha

③国道・都道での老朽化対策

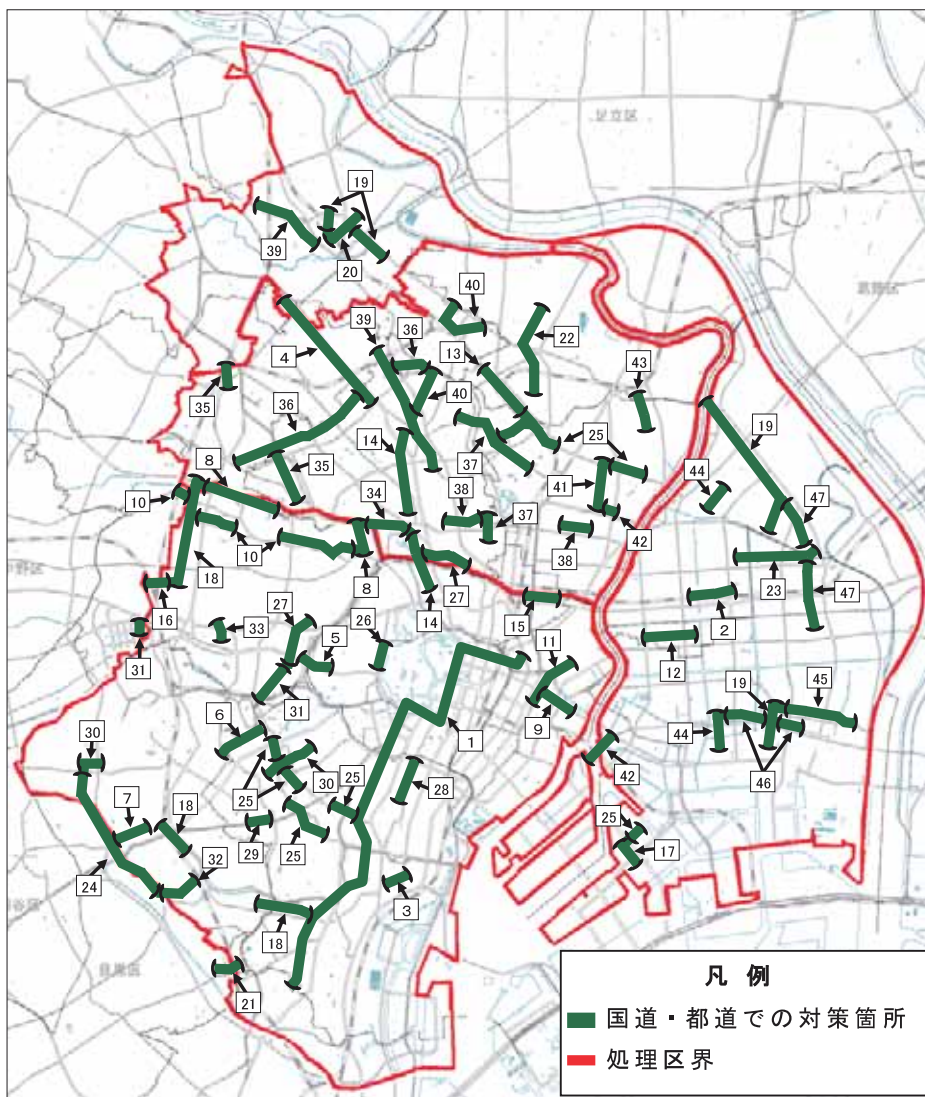
(取組内容)

- ・ 交通量が多い国道・都道で、更生工法などにより、枝線管きよの老朽化対策を実施する。

(対策箇所の選定)

- ・ 管路診断システムから老朽度の著しい改良優先度Ⅰ^{*1}の枝線管きよを選定し、その中から掘削禁止区域^{*2}等を除き、実施可能な箇所を選定。

図3-7 国道・都道での老朽化対策箇所



※1 改良優先度

- ・ 管路内調査の結果、緊急に措置が必要な損傷程度Aランク及び数年のうちに措置が必要なBランクの割合が多く、部分的な補修で処置するよりも1スパン全体を更生工法などで処置した方が経済的に有利な場合に改良工事を実施することとしている。
- ・ 損傷の数とその程度により、改良の優先度を3段階に分けており、もっとも優先度が高い場合を改良優先度Ⅰとしている。

※2 掘削禁止区域

- ・ 道路工事等により新たに舗装した道路を、一定期間、原則として掘削させない区域。

対策箇所			対象道路延長
国道（計 14.7 km）			
	路線名		
1※	国道1号（日比谷通り）		9.1 km
2	国道14号（京葉道路）		1.0 km
3※	国道15号（第1京浜）		0.5 km
4	国道17号（白山通り）		1.8 km
5※	国道20号（新宿通り）		0.5 km
6※	国道246号（青山通り）		0.8 km
7	国道246号（玉川通り）		1.0 km
都道（計 68.3 km）			
	路線番号	路線名	
8	8号	千代田区練馬田無線（目白通り）	1.9 km
9	10号	東京浦安線（永代通り）	0.7 km
10	25号	飯田橋石神井新座線（早稲田通り）	2.9 km
11※	50号	東京市川線（新大橋通り）	0.5 km
12	50号	東京市川線（新大橋通り）	0.5 km
13	58号	台東鳩ヶ谷線（尾久橋通り）	1.7 km
14	301号	白山祝田田町線（白山通り）	2.2 km
15※	302号	新宿両国線（靖国通り）	0.8 km
16	302号	新宿両国線（靖国通り）	0.8 km
17	304号	日比谷豊洲埠頭東雲線（晴海通り）	0.5 km
18	305号	芝新宿王子線（明治通り）	3.4 km
19	306号	王子千住南砂線（明治通り）	6.6 km
20	307号	王子金町江戸川線（明治通り）	0.7 km
21	312号	白金台町等々力線（目黒通り）	0.8 km
22	313号	上野尾竹橋線（尾竹橋通り）	2.1 km
23	315号	御徒町小岩線（蔵前橋通り）	1.5 km
24	317号	環状六号線（山手通り）	2.8 km
25	319号	環状三号線（三ツ目通り・外苑東通り）	5.3 km
26※	401号	麹町竹平線（内堀通り）	0.2 km
27	405号	外堀環状線（外堀通り）	2.1 km
28	409号	日比谷芝浦線（日比谷通り）	0.9 km
29※	412号	霞ヶ関渋谷線（六本木通り）	0.7 km
30	413号	赤坂杉並線（井ノ頭通り）	1.1 km
31	414号	四谷角筈線	1.5 km
32	416号	古川橋二子多摩川線（駒沢通り）	0.8 km
33	418号	北品川四谷線（外苑西通り）	0.4 km
34	434号	牛込小石川線	1.0 km
35	435号	音羽池袋線（音羽通り）	1.8 km
36	437号	秋葉原雑司ヶ谷線（不忍通り）	3.3 km
37	452号	神田白山線	2.4 km
38	453号	本郷亀戸線（春日通り）	1.6 km
39	455号	本郷赤羽線（本郷通り）	4.0 km
40	458号	白山小台線	2.2 km
41	462号	蔵前三ノ輪線	0.8 km
42	463号	上野月島線（清澄通り）	1.0 km
43	464号	言問橋南千住線	0.7 km
44	465号	深川吾嬬町線（四ツ目通り）	1.1 km
45	474号	浜町北砂町線（清洲橋通り）	1.5 km
46	475号	永代葛西橋線（葛西橋通り）	1.6 km
47	476号	南砂町吾嬬町線（丸八通り）	1.9 km
合計			83.0 km

※これまでのクイックプランからの継続

④ 下水道幹線の老朽化対策

(取組内容)

- ・ 施設規模が大きいことから、道路陥没が発生すると、大きな被害が予想される下水道幹線の老朽化対策を更生工法などにより実施する。

(対策箇所の選定)

- ・ 代替幹線の整備により流量が減少し、更生工法などの対策が可能となった下水道幹線を選定。

図 3-8 下水道幹線の老朽化対策箇所



対策箇所		実施延長
芝浦処理区 (計 1.3 km)		
I ※	青山幹線	0.2 km
II ※	芝幹線	0.6 km
III	銭瓶幹線	0.5 km
三河島処理区 (計 2.3 km)		
IV	千川幹線	1.0 km
V	地藏堀幹線	0.6 km
VI	真島町幹線	0.7 km
砂町処理区 (計 1.2 km)		
VII	木場幹線	0.3 km
VIII	錦糸町幹線	0.9 km
小台処理区 (計 0.9 km)		
IX	十条幹線	0.9 km
合計		5.7 km

※これまでのクイックプランからの継続

⑤管路内調査

(取組内容)

- ・道路陥没を未然に防止するため、再構築エリア内の枝線管きよ及び取付管の未調査箇所を計画期間内に完了させる。

(対策箇所の選定)

- ・再構築エリア内の枝線管きよ及び取付管の未調査箇所を選定。

対策箇所	実施延長
4 処理区全域	
枝線管きよ	約 500 k m
取付管	約 70,000 箇所

図3-9 テレビカメラを使った枝線管きよの管路内調査

